

トピックス…①

米国の新たな酪農経営
安定政策

米国では2014年2月、2018年までの農業政策を定めた「2014年農業法」が成立し、酪農に関する経営安定政策が抜本的に改定された。ここでは、「生乳不足払い制度」(Milk Income Loss Contract)、「乳製品価格支持制度」(Dairy Product Price Support Program)、乳製品輸出奨励計画(Dairy Export Incentive Program)の廃止とともに創設された「生乳生産者利幅保護計画」(Dairy Producer Margin Protection Program)と「乳製品贈与計画」(Dairy Product Donation Program)の概要を紹介する。

1. 2014年農業法成立の経緯

2014年農業法は、紆余曲折の末、オバマ大統領の署名を経て2014年2月に成立した。米国の農業法は、5年ごとに改正され、現行のものは2012年にその期限を迎えていたが、米国議会は2013年1月、現行農業法の期限を2012年の期限切れまでさかのぼり、2013年9月末まで1年間延長をすることを上下両院で可決していた。その後、次期農業法案の改正に向けた議論が進められてきたが、厳しい財政状況下で農家への各種補助金及び低所得者栄養補助事業の支出削減に注目が集まり、2013年10月以降は農業法のない状態が続いていた。

2. 新たな酪農経営安定政策の概要

(1) 生乳生産者利幅保護計画(MPP)

MPPは、乳価の大幅な下落や飼料コストの上昇による生乳生産者の利幅(マージン:乳価から飼料コストを差し引いたもの)の低下を補てんするため、加入者の利幅が選択された保証利幅を下回るときに、利幅の低下分に基準乳量の一定割合を乗じた額を支払うプログラムである。

なお、飼料コスト(全米平均)は、とうもろこし価格、大豆ミール価格およびアルファルファ乾草価格を農務省がウエイト付けして計算される。実施初年度の基準乳量は、2011年、2012年、2013年のうち最も多い乳量とし、それ以降は、前年の基準乳量に全国生産乳量の平均増加率を乗じたものが当該年の基準乳量となる。

MPPの加入者は、基準乳量の25%から90%までの範囲で保証対象となる乳量を決定するための保証割合を選択するとともに、100ポンド(45.36kg)当たり4ドルから8ドルまで、0.5ドル刻みで保証利幅を決める。

MPPの加入者には、2ヶ月ごとの全国平均利幅が、選択された保証利幅を下回るときに支払いが行われる。支払われる額は次式により算出される。なお、支払額の計算に当たり、1/6が乗じられているのは、2ヶ月ごとに支払いの有無が判断されるためである。

支払額 = (保証利幅 - 全国平均利幅) × (基準乳量 × 1/6) × 保証割合

MPPに加入するためには、表1に示した保険料(年掛け金)を支払わなければならない。保証利幅として4ドルを選択した場合の保険料はゼロである。4ドルを超える保証利幅を選択すると、保証利幅が多くなるにつれて保険料も上昇する。また、基準乳量400万ポンドまで

は低い保険料、400万ポンド超の部分に対しては高い保険料が適用される。なお、加入者は毎年、保険料のほかに管理手数料として100ドルを納入しなければならない。米国農務省によると、2015年のMPP加入率は50.4%で、そのうちの55%は保険料の支払いが必要な100ポンド当たり45ドル以上の保証利幅を選択しているという。

表1 MPPにおける保証利幅と保険料(年掛け金)

保証利幅 (ドル)	保険料(ドル/100ポンド)	
	生産実績400万ポンド 以下	生産実績400万ポンド 超
4.0	0.000	0.000
4.5	0.010	0.020
5.0	0.025	0.040
5.5	0.040	0.100
6.0	0.055	0.155
6.5	0.090	0.290
7.0	0.217	0.830
7.5	0.300	1.060
8.0	0.475	1.360

資料:米国2014年農業法

注)2014・2015年度の400万ポンド以下の保険料は25%割引される。

(2) 乳製品贈与計画(DPPD)

MPPでは、保証対象乳量を制限していないため、加入者は乳価の下落がMPPで補てんされることを前提に、乳量を大幅に増加させるというモラルハザードが発生する可能性がある。

DPPDは、このモラルハザードによるものを含め、過剰生産による乳価下落対策として導入された。DPPDは、2ヶ月続けて全国平均利幅が4ドル未満に低下した場合に、利幅が4ドル以上に回復するまで、または3ヶ月を超えない期間、農務省が乳製品の買上げを行う仕組みである。

農務省に買い上げられた乳製品は低所得者等のため、フードバンクかNPO組織に贈与されることになっており、農務省が在庫として保有することはできない。また、乳価への影響を避けるため、フードバンク等は贈与された乳製品を転売してはならないこととされている。

参考資料:農林水産政策研究所「平成25年度カンントリーレポート」2014年3月

NATIONAL MILK PRODUCERS FEDERATION “News Release” January 16, 2015